

平成27年度版

(8月～)

# 介護保険利用のしおり



佐 用 町

## もくじ

地域包括支援センター	3
介護保険のしくみ	4
介護保険料	6
サービスの利用のしかた	11
利用者の負担	13
サービスの種類	
在宅サービス	16
福祉用具貸与・購入	19
住宅改修	20
施設サービス	21
地域密着型サービス	21
町内の主なサービス事業所の紹介	23

### 介護保険・高齢者のサービスに関する問い合わせ先

#### 健康福祉課

●健康増進室 ☎ 0790-82-2079 Fax 0790-82-0144

介護認定、認定結果、保険証に関すること  
介護保険料に関すること  
介護保険給付に関すること  
介護サービスに関する苦情や相談に関すること

●社会福祉推進室 ☎ 0790-82-0661 Fax 0790-82-0144  
高齢者福祉サービスに関すること

●地域包括支援センター  
☎ 0790-82-2079 Fax 0790-82-0144  
詳細は次ページ

## 地域包括支援センターではこんなことを行います

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、  
住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

### 介護予防ケアマネジメント

要支援に認定された方のケアプランを作成したり、介護や支援が必要となるおそれのある人へ介護予防プログラムへの参加を支援したりします。

### 権利擁護

高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害を、関係機関と連携して防止します。



### 総合相談支援

高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や解決のための支援をします。

### 包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへ助言や支援を行います。

## ケアマネジャー（介護支援専門員）って？

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスをします
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡、調整をします
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します



## 居宅介護支援事業者って？

都道府県の指定を受け、ケアマネジャーを配置している事業者です。

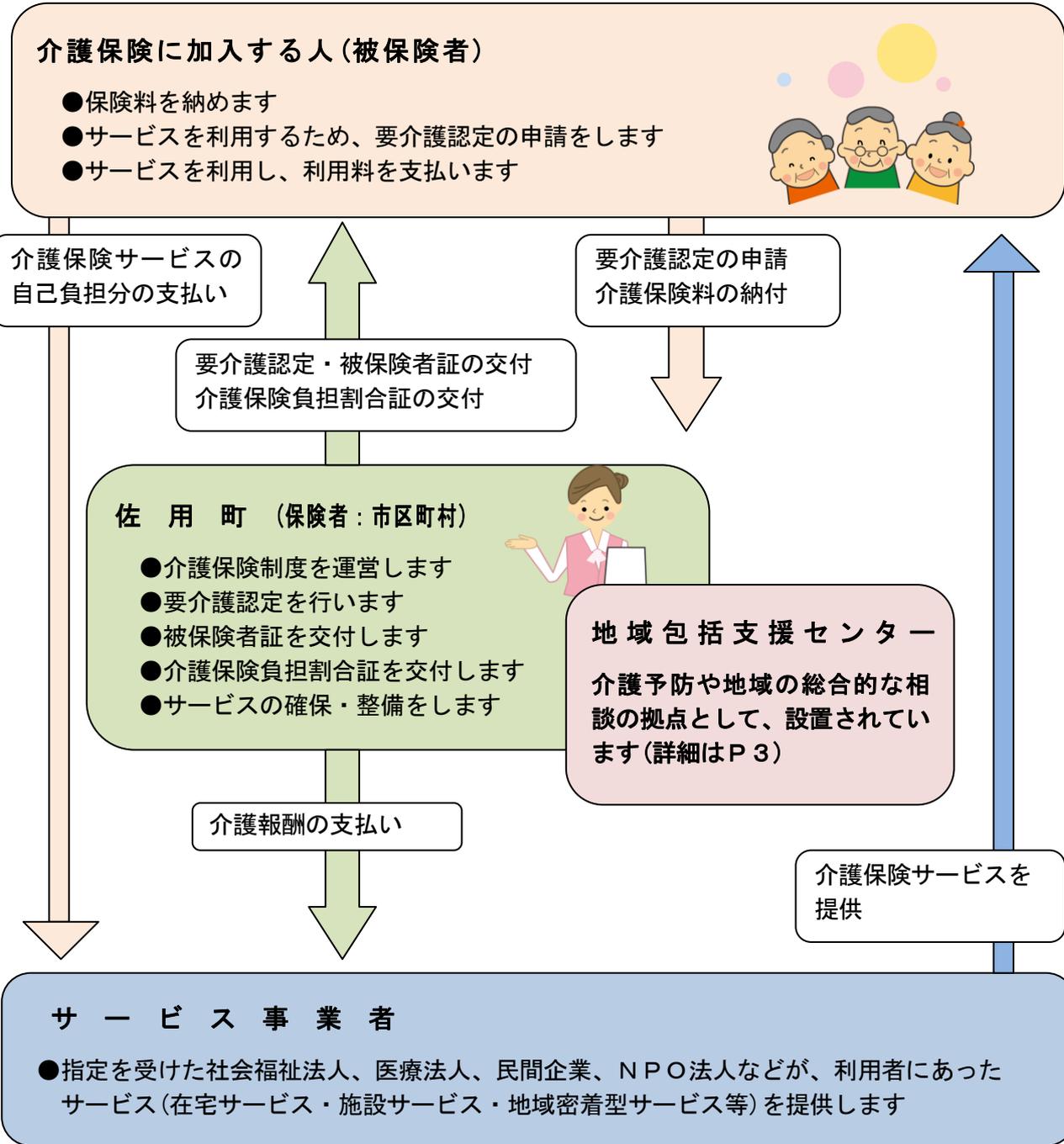
- 要介護認定の申請の代行
- ケアプランの作成を依頼するときの窓口となります
- サービス提供機関と連絡・調整をします



# 介護保険のしくみ

介護保険はみんなでささえあう制度です

**介護保険のしくみについて**  
介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



## 介護保険に加入する人(被保険者)



### 40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。  
介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

#### 第1号被保険者 ← 65歳以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

(医療保険に加入している人)

#### 第2号被保険者 ← 40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。  
交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

#### 特定疾患

##### ●がん(末期)

医師が一般に認められている  
医学的知見にもとづき回復の  
見込みがない状態に至ったと  
判断したものに限る

##### ●関節リウマチ

きんいしゆくせいそくさくこうかしょう

##### ●筋萎縮性側索硬化症

こうじゅうじんたいこつかしょう

##### ●後縦靭帯骨化症

こつせつ ともなうこつしょうしょう

##### ●骨折を伴う骨粗鬆症

しょうらうき にんちしょう

##### ●初老期における認知症

しんこうせいかくじょうせいまひ だいのうひしつ

##### ●進行性核上性麻痺、大脳皮質

きていかくへんせいしょう びょう  
基底核変性症およびパーキンソン病

せきずいしょうのうへんせいしょう

##### ●脊髄小脳変性症

せきちゅうかんきょうさくしょう

##### ●脊柱管狭窄症

そうろうしょう

##### ●早老症

たけいとういしゆくしょう

##### ●多系統委縮症

とうにようびょうしんけいせいしょうがい とうにようびょうせい

##### ●糖尿病神経性障害、糖尿病性

じんしょう とうにようびょうせいもうまくしょう

##### 腎症および糖尿病性網膜症

のうけつかんしつかん

##### ●脳血管疾患

へいそくせいどうみやくこうかしょう

##### ●閉塞性動脈硬化症

まんせいへいそくせいはいしつかん

##### ●慢性閉塞性肺疾患

りょうそく しつかんせつ こかんせつ いちじる

##### ●両側の膝関節または股関節に著しい

へんけい ともな へんけいせいかんせつしょう  
変形を伴う変形性関節症

#### ■介護保険の保険証 (介護保険被保険者証) 介護保険の加入者に交付されます。

- 65才に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合に交付されます。

#### ■介護保険負担割合証

介護保険の認定を受けている人に交付され、サービスを利用するときの利用者負担の割合(1割または2割)が記載されています。

- 有効期間は1年間(8月~翌年7月)です。

# 介護保険料

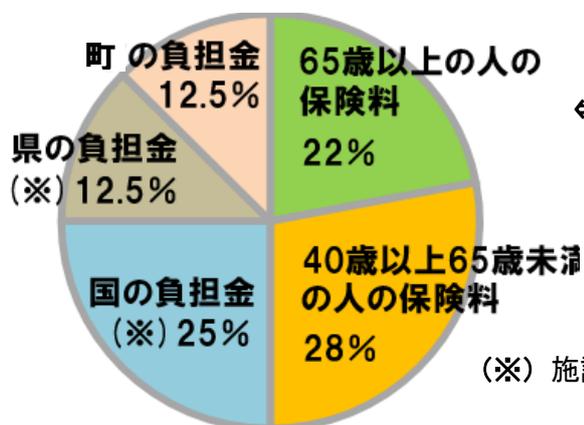


保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 介護保険の財源（利用者負担分は除く）

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



← 半分が保険料でまかなわれています



（※）施設給付の場合は、国20%・県17.5%

## 介護保険料を滞納すると・・・

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

### 1年以上滞納すると

サービスを利用したときの費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

### 1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

### 2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護（介護予防）サービス費が受けられなくなったりします。

※ 災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに町の担当窓口までご相談ください。

## 40歳以上 65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

### 保険料の決め方と納め方



#### 国民健康保険に加入している人は

##### 決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

介護  
保険料

=

##### 所得割

第2号被  
保険者の  
所得に応  
じて計算

+

##### 均等割

世帯の第2  
号被保険者  
数に応じて  
計算

+

##### 平等割

第2号被保険者  
の属する世帯で  
1世帯につきい  
くらと計算

+

##### 資産割

第2号被保  
険者の資産  
に応じて計  
算

※ 介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。

※ 保険料と同額の国庫からの負担があります。 ※ 市区町村によって組み合わせが異なります。

##### 納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。



#### 職場の医療保険に加入している人は

##### 決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

介護  
保険料

=

給与及び賞与

×

介護保険料率

※ 原則として事業主が半分負担します。

##### 納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与及び賞与から徴収されます。  
※ 40歳～65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に収める必要はありません。

## 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

65歳以上の人々の保険料は、市区町村で介護保険サービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

$$\begin{array}{l} \text{基準額} \\ \text{5,600円} \\ \text{(月額)} \end{array} = \frac{\text{佐用町で見込まれる給付費総額等} \times \text{65歳以上の保険料割合 (22\%)}}{\text{佐用町の第1号被保険者数}} \div 12 \text{か月}$$

### ●第6期中（平成27～29年度）の第1号被保険者（65歳以上の人）の所得段階別介護保険料

区分	対象者		割合	月額	年額
	世帯	本人所得等			
第1段階	非課税世帯	生活保護者受給者又は老齢福祉年金受給者	基準額×0.45 ※1	2,520円	30,240円
		課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人			
第2段階	非課税世帯	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超え120万円以下の人	基準額×0.62 ※2	3,472円	41,664円
第3段階		課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	基準額×0.75 ※3	4,200円	50,400円
第4段階	課税者あり	本人 課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.83	4,648円	55,776円
第5段階		本人 非課税 課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える人			
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	6,720円	80,640円
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	7,280円	87,360円
第8段階		合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.5	8,400円	100,800円
第9段階		合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	9,800円	117,600円

第1段階から第3段階については、公費による保険料軽減により割合が変更されます。

※1 平成29年度～：基準額×0.3      ※2 平成29年度～：基準額×0.5

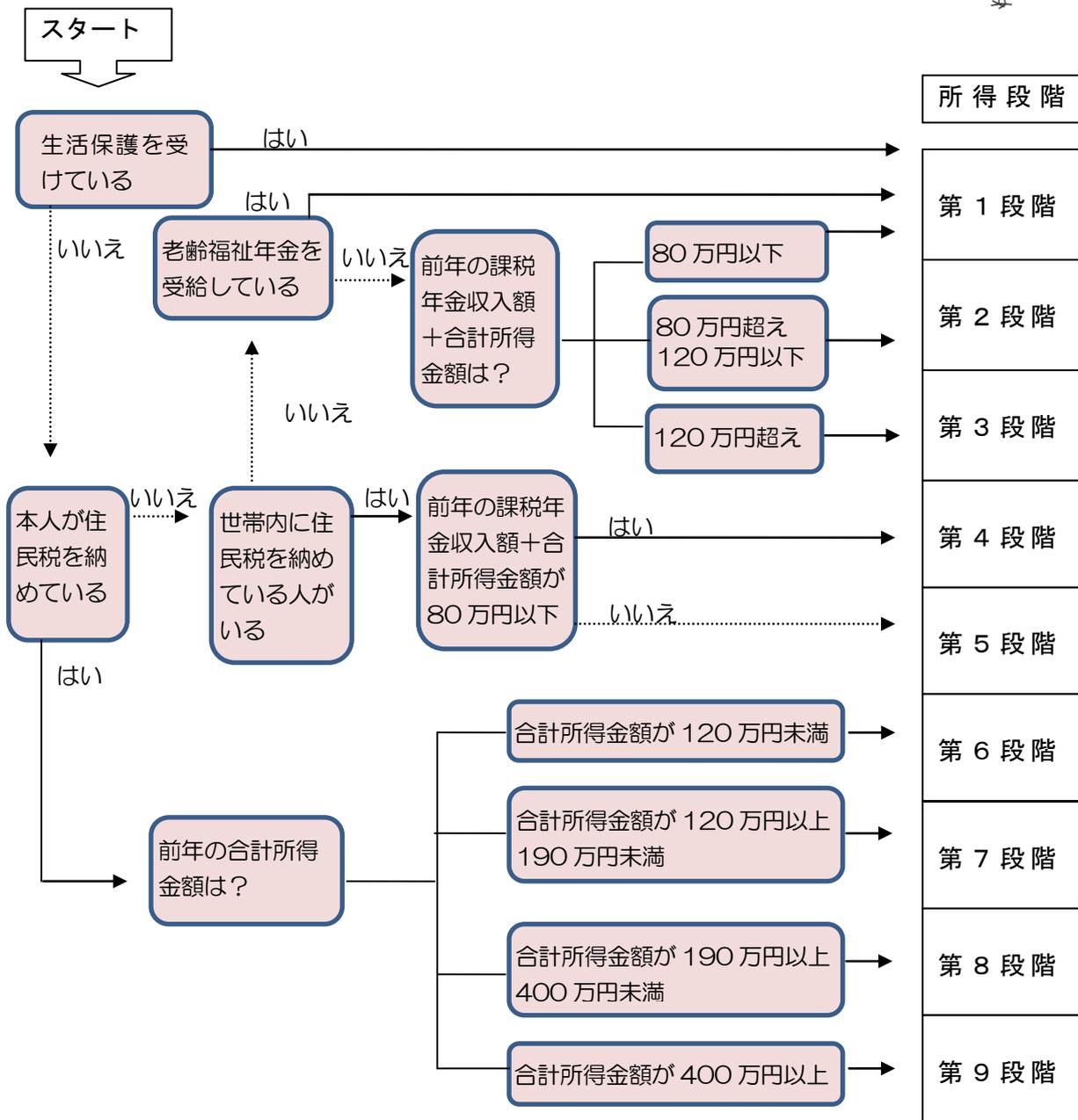
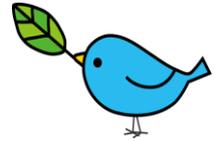
※3 平成29年度～：基準額×0.7

★老齢福祉年金：明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

★合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。

★課税年金収入額：町民税の課税となる老齢年金などの収入金額のことで、遺族年金や障がい年金は含まれません。

あなたの介護保険料の所得段階は？



## 保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。  
65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、原則として年金から納めます。

### 年金が年額18万円以上の人 ⇒ 年金から差し引き（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。  
特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金 支給額	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

■ 次のような場合、年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

- ・ 年度途中で65歳（第1号被保険者）になった場合
- ・ 他の市町村から転入した場合
- ・ 年度途中で年金（老齢〈退職〉年金、遺族年金、障害年金）の受給が始まった場合
- ・ 収入申告のやり直しで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ・ 年金が一時差し止めになった場合



### 年金が年額18万円未満の人 ⇒ 納付書・口座振替（普通徴収）

市区町村から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。年間の保険料を8回（7・8・9・10・11・12・1・2月）に分けて納めていただきます。

■ 保険料納付は、口座振替が便利です

便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。口座振替をご希望の方は手続きをお願いします。

※ 申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などは、納付書で納めることになります。





# サービス利用のしかた



## 1 要介護認定が必要です

### ① 要介護(要支援)認定の申請

- サービスの利用を希望する場合は佐用町に申請してください。申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの ○要介護・要支援認定申請書 ○認定調査連絡票  
○介護保険被保険者証（第2号被保険者のかたは健康保険被保険者証）  
※ かかりつけの医療機関名や主治医のお名前などをお聞きします。

### ② 認定調査

- 調査員が自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします。  
※ 全国共通の調査票が使われます。



### 主治医意見書

- 利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。  
※ 町から医療機関へ依頼します。

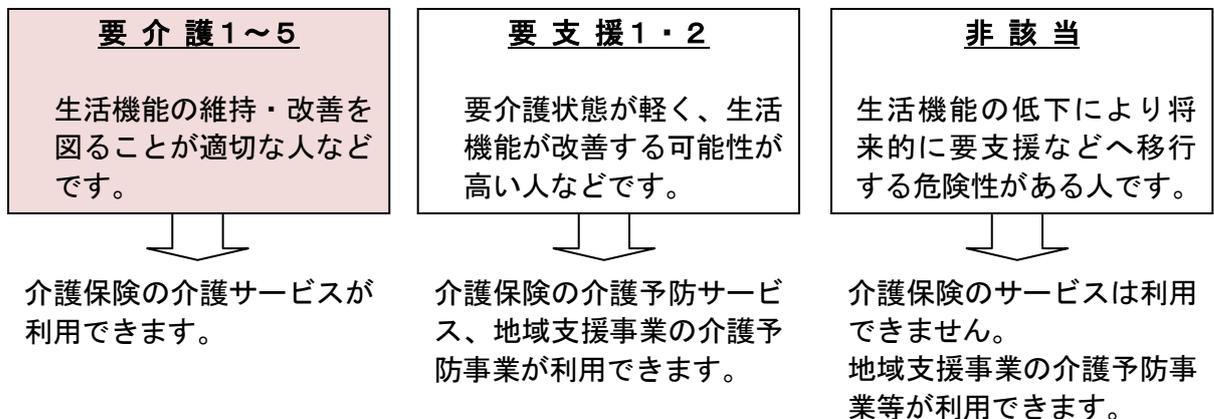
### ③ 審査・判定

- コンピュータ判定【第一次判定】  
公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。
- 介護認定審査会【第二次判定】  
町が任命する保健・医療・福祉の専門家が ①上記のコンピュータ判定の結果【第一次判定】 ②調査票に盛り込めない特記事項 ③主治医意見書をもとに総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



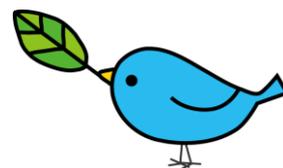
### ④ 認定・通知

- 介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が認定され、その結果を通知します。



- 結果が記載された「認定結果通知書」と一緒に「介護保険被保険者証」、「介護保険負担割合証」が届きます。

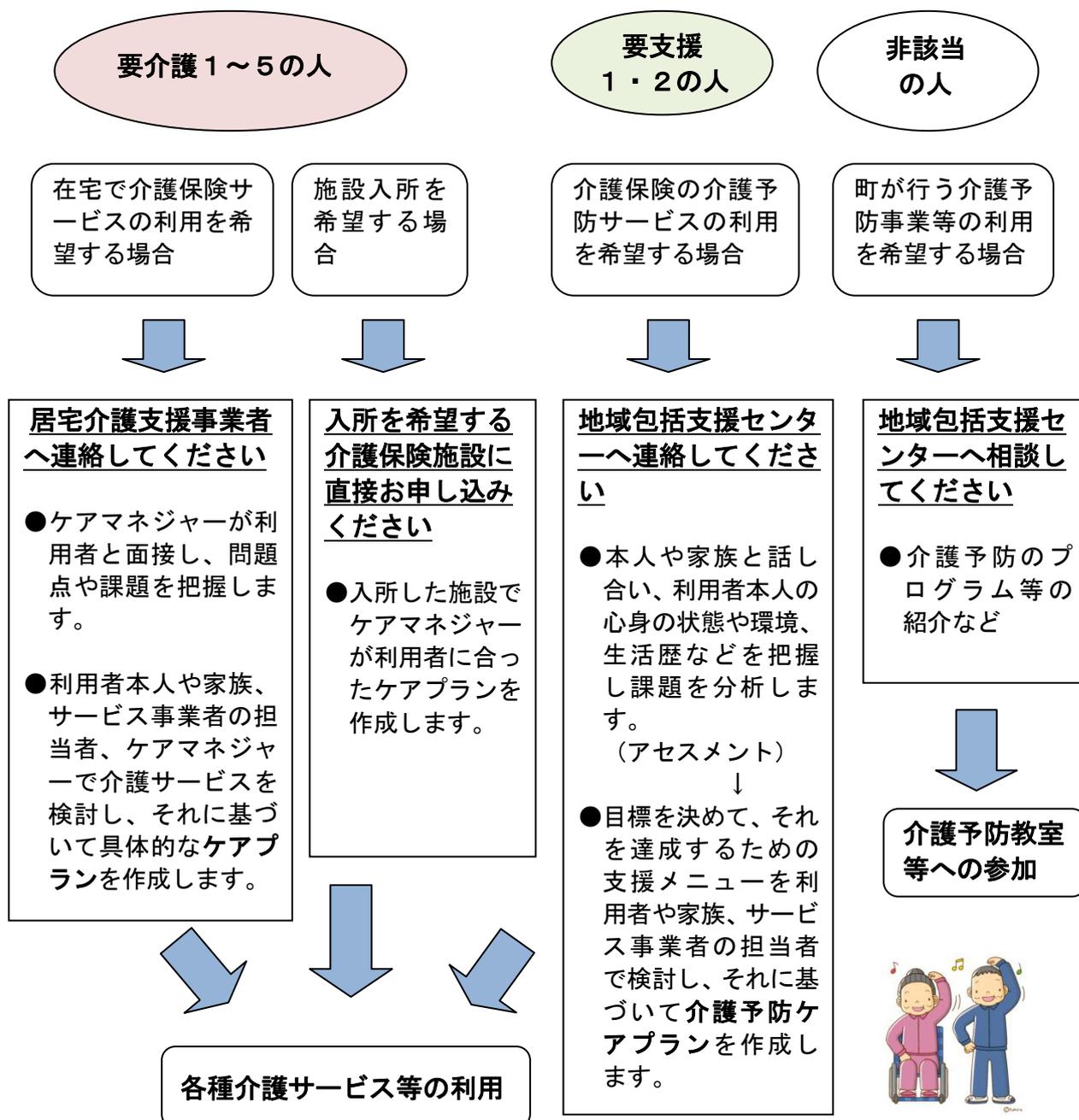
## 2 どんな介護や支援が必要か確認しましょう



ケアプラン、介護予防ケアプランを作成します

### ⑤ ケアプラン作成

- どんなサービスをどのくらい利用するかという「ケアプラン」「介護予防ケアプラン」の作成を依頼します。
- ※ ケアプランの相談・作成にかかる利用者負担はありません。  
(全額介護保険で負担します)





# 利用者の負担

**費用の一部を負担します**

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者に支払う利用者負担は、かかった費用の1割または2割です。

「一定以上所得者」は利用者負担が2割になります。

- 要介護認定を受けた人に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

※ 一定以上所得者：本人の合計所得金額（P8）が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の人

## 在宅サービスの費用

- 在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用した場合には、利用者負担は1割（一定以上所得者は2割）ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

1か月の在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

※ 上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。



**例** 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額（1割負担の場合）

	← 実際に利用した額180,000円 →	
	← 支給限度額166,920円 →	→13,080円

**利用者負担額** = 1割負担16,692円 + 支給限度額を超えた分13,080円  
 = **29,772円**

## 負担が高額になったとき

在宅サービス・施設サービス共通



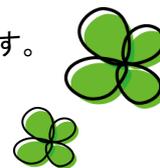
### ■介護保険の利用者負担が高額になったとき

- 同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額)が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)	
	平成27年7月まで	平成27年8月から
●現役並みの所得者 ※	----	(世帯) 44,400円
●一般世帯	(世帯) 37,200円	(世帯) 37,200円
●住民税世帯非課税	(世帯) 24,600円	(世帯) 24,600円
●合計所得金額(P8) および課税年金収入額(P8)の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	(個人) 15,000円	(個人) 15,000円
●生活保護の受給者	(個人) 15,000円	(個人) 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	(世帯) 15,000円	(世帯) 15,000円

※ 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の人。

★課税所得：総所得額金額から医療費控除等の各種控除をした後の金額です。



### ■介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

- 介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます。(高額医療・高額介護合算制度)。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときには、申請により超えた分が後から支給されます。

#### ■ 高額医療・高額介護合算制度の負担限度額 (年額/8月～翌年7月)

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満の人		所得区分	70歳～ 74歳の人	後期高齢者医 療制度で医療 を受ける人
	平成26年 8月～ 27年7月	平成27年 8月～			
901万円超	176万円	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円
600万円超 901万円以下	135万円	141万円	一般	56万円	56万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
210万円以下	63万円	60万円	低所得者Ⅰ※	19万円	19万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円			

※ 低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

## 施設サービスの費用



●介護保険施設に入所した場合は、下記の①～④が利用者の負担となります。



- 短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。
- 上記のうち ②食費と③居住費等の利用者負担は、施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額（基準費用額）が定められています。

### 【基準費用額：施設における食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額】

- 食費 : 1,380円 (1日当り)
- 居住費等
  - ユニット型個室 : 1,970円
  - ユニット型準個室 : 1,640円
  - 従来型個室 : 1,640円 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護は1,150円)
  - 多床室 : 370円 (介護老人福祉施設・短期入所生活介護は840円)

### ■低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

●低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、下表の負担限度額までを負担し、超えた分は介護保険から給付されます。(＝特定入所者介護サービス費等)

注意：次の①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は受けられません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ② 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

利用者負担段階		食費の負担限度額	居住費等の負担限度額			
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額80万円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額80万円を超える人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内です。



# サービスの種類

## 利用できるサービス

- サービスを利用した時の利用者負担は、記載しているサービス費用のめやすの1割または2割です。
- サービスの内容によってさまざまな加算、介護職員処遇改善加算などがあります。

## 在宅サービス



### ■訪問を受けて利用するサービス

**訪問介護（ホームヘルプ）**（サービス費＋特別地域訪問加算 15%が必要）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>身体介護（20分以上30分未満の場合） ⇒ 2,450円</p> <p>生活援助（20分以上45分未満の場合） ⇒ 1,830円</p> <p>通院のための乗車または降車の介助 ⇒ 970円</p> <p>※移送にかかる費用は別途自己負担</p>	<p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーに訪問してもらい支援を受けます</p> <p>■サービス費用のめやす（月単位の定額）</p> <p>週1回程度の利用 ⇒ 1か月 11,680円</p> <p>週2回程度の利用 ⇒ 1か月 23,350円</p> <p>週2回程度を超える利用（要支援2のみ） ⇒ 1か月 37,040円</p> <p>※ 身体介護・生活援助の区別はありません</p> <p>※ 乗車・降車等介助は利用できません</p>

### 訪問入浴介護

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす ⇒ 12,340円</p>	<p>介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした入浴支援が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす ⇒ 8,340円</p>

### 訪問リハビリテーション

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションを利用します。</p> <p>■サービス費用のめやす（1回につき） ⇒ 3,020円</p>	<p>居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、短期集中的なリハビリテーションを利用します。</p> <p>■サービス費用のめやす（1回につき） ⇒ 3,020円</p>

## 訪問看護

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>訪問看護ステーションからの場合（20分以上～30分未満の場合）⇒ 4,630円</p> <p>病院または診療所からの場合（20分以上30分未満の場合）⇒ 3,920円</p>	<p>疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>訪問看護ステーションからの場合（20分以上30分未満の場合）⇒ 4,630円</p> <p>病院または診療所からの場合（20分以上30分未満の場合）⇒ 3,920円</p>

## 居宅療養管理指導

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>医師または歯科医師による指導（1か月に2回まで）⇒ 5,030円</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>医師または歯科医師による指導（1か月に2回まで）⇒ 5,030円</p>

## ■施設に通って受けるサービス



## 通所介護（デイサービス）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす</p> <p>通常規模の事業所：7時間以上9時間未満の場合 ※送迎を含む</p> <p>要介護1～5 ⇒ 6,560円～11,440円</p> <p>療養通所介護：6時間以上8時間未満の場合（難病やがん末期の要介護者が対象）</p> <p>⇒ 15,110円</p>	<p>通所介護施設で食事、入浴などのサービスや、生活行為向上のための支援のほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（月単位の定額）</p> <p>【共通的服务】※送迎、入浴を含む</p> <p>要支援1 ⇒ 1か月 16,470円</p> <p>要支援2 ⇒ 1か月 33,770円</p> <p>【選択的サービス】</p> <p>運動器機能向上 ⇒ 1か月 2,250円</p> <p>栄養改善 ⇒ 1か月 1,500円</p> <p>口腔機能向上 ⇒ 1か月 1,500円</p> <p>生活機能向上グループ活動 ⇒ 1か月 1,000円</p>



## 通所リハビリテーション（デイケア）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす 通常規模の事業所：6時間以上8時間未満の場合 ※送迎を含む 要介護1～5 ⇒ 7,260円～13,210円</p>	<p>介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などのサービスや生活行為向上のための支援、リハビリテーションのほか、目標に合わせた選択的サービスを受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（月単位の定額） 【共通的服务】※送迎、入浴を含む 要支援1 ⇒ 1か月 18,120円 要支援2 ⇒ 1か月 37,150円 【選択的サービス】 運動器機能向上 ⇒ 1か月 2,250円 栄養改善 ⇒ 1か月 1,500円 口腔機能向上 ⇒ 1か月 1,500円</p>



## ■施設に短期間入所して受けるサービス

### 短期入所生活介護（ショートステイ）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（1日につき） 併設型・多床室の場合 要介護1～5 ⇒ 5,990円～8,660円</p>	<p>介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（1日につき） 併設型・多床室の場合 要支援1 ⇒ 4,380円 要支援2 ⇒ 5,390円</p>

### 短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（1日につき） 多床室の場合 要介護1～5 ⇒ 8,230円～10,360円</p>	<p>介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（1日につき） 多床室の場合 要支援1 ⇒ 6,080円 要支援2 ⇒ 7,620円</p>

## ■在宅に近い暮らしをする

### 特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（1日につき） 要介護1～5 ⇒ 5,330円～7,980円</p>	<p>有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護が受けられます。</p> <p>■サービス費用のめやす（1日につき） 要支援1 ⇒ 1,790円 要支援2 ⇒ 3,080円</p>

## ■福祉用具を利用するサービス



### 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

要介護1～5の人	要支援1・2の人
日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。	福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。
<b>■サービス費用のめやす</b> 福祉用具の種類や事業者によって異なります。	

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①車いす ※</li> <li>②車いす付属品<br/>(電動補助装置など) ※</li> <li>③特殊寝台 ※</li> <li>④特殊寝台付属品<br/>(サイドレールなど) ※</li> <li>⑤床ずれ防止器具 ※</li> <li>⑥体位変換器 ※</li> <li>⑦手すり(工事をともなわないもの)</li> <li>⑧スロープ(工事をともなわないもの)</li> <li>⑨歩行器</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑩歩行補助つえ</li> <li>⑪認知症老人徘徊感知機器 ※</li> <li>⑫移動用リフト(つり具を除く) ※</li> <li>⑬自動排泄処理装置 ☆</li> </ul> |
|---|---|



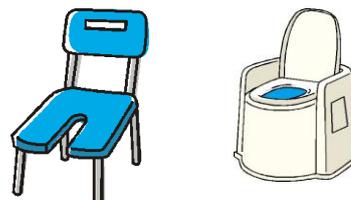
※印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。  
 ☆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

### 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売) 福祉用具購入費の支給

申請が必要です

要介護1～5の人	要支援1・2の人
入浴や排せつに使用する福祉用具を購入したとき、1年(4月～翌年3月)につき10万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。	
※ 利用者負担について いったん利用者が全額を負担し、あとで領収書などを添えて市区町村に申請が必要です。	
※ 都道府県の指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具の購入費が支給されます。	

- ①腰掛便座
- ②入浴補助用具
- ③自動排泄処理装置の交換可能部品
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具



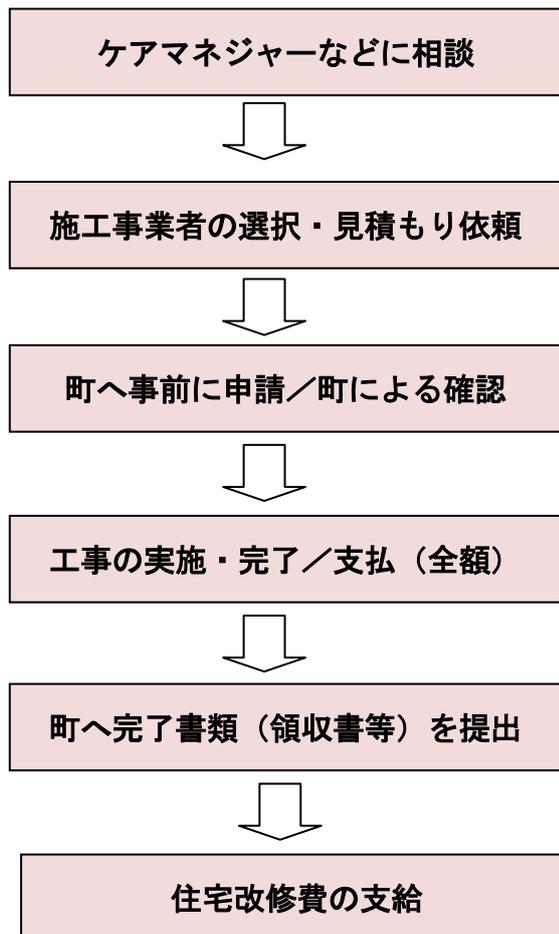
## ■住宅環境を整備するサービス

必ず事前の申請が必要です！

### 住宅改修費支給

要介護1～5の人	要支援1・2の人
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。	
<p>介護保険でできる住宅改修の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりの取り付け</li> <li>●段差の解消</li> <li>●滑りにくい床材に変更</li> <li>●引き戸などへの扉の取り替え</li> <li>●和式便器を洋式便器などに取り替え</li> <li>●上記の工事にともなって必要となる工事</li> </ul>	
	

### 利用手続きの流れ



#### 申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅の所有者の承諾書
- 工事費見積書（事業者印必要）  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し各費用が適切に区分してあるもの
- 住宅改修が必要な理由書  
（ケアマネジャーに依頼します）
- 現況と改修予定の図面又は簡単な見取り図
- 改修前の日付け入りの写真

#### 完了後に提出する書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
- 改修後の日付け入りの写真

## 施設サービス

### ■施設に入所して利用するサービス

#### 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）



要介護 1～5（原則として要介護 3 以上）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活支援や介護が受けられます。

■サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合 要介護 1～5 ⇒ 5,470 円～8,140 円

#### 介護老人保健施設（老人保健施設）

要介護 1～5

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

■サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合 要介護 1～5 ⇒ 7,680 円～9,810 円

#### 介護療養型医療施設（療養病床等）※町内の該当施設は H27 年 8 月末で廃止予定

要介護 1～5

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日）

多床室の場合 要介護 1～5 ⇒ 7,450 円～12,510 円

## 地域密着型サービス

### ■住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として、住んでいる市町のサービスのみ利用できます。

以下は、佐用町内に事業所があるサービスを掲載しています。



#### 認知症対応型通所介護

要介護 1～5 の人

認知症の高齢者が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

■サービス費用のめやす

特別養護老人ホーム併設型：7 時間以上 9 時間未満

要介護 1 ⇒ 8,850 円

要介護 4 ⇒ 11,720 円

要介護 2 ⇒ 9,800 円

要介護 5 ⇒ 12,670 円

要介護 3 ⇒ 10,760 円

## 小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。</p>	
<p>■サービス費用のめやす（月単位の定額）</p> <p>要介護1 ⇒ 103,200円</p> <p>要介護2 ⇒ 151,670円</p> <p>要介護3 ⇒ 220,620円</p> <p>要介護4 ⇒ 243,500円</p> <p>要介護5 ⇒ 268,490円</p>	<p>■サービス費用のめやす（月単位の定額）</p> <p>要支援1 ⇒ 34,030円</p> <p>要支援2 ⇒ 68,770円</p>

※ 町内には、要支援1・2のかたが利用できない事業所があります。

※ 同一の建物に居住するかたが利用する場合の費用は別です。

## 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護1～5の人
<p>認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練などのサービスが受けられます。</p>
<p>■サービス費用のめやす</p> <p>要介護1 ⇒ 7,470円</p> <p>要介護2 ⇒ 7,820円</p> <p>要介護3 ⇒ 8,060円</p> <p>要介護4 ⇒ 8,220円</p> <p>要介護5 ⇒ 8,380円</p>

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

要介護1～5の人（原則として要介護3以上）
<p>定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。</p>
<p>■サービス費用のめやす（1日）</p> <p>要介護1 ⇒ 6,250円</p> <p>要介護2 ⇒ 6,910円</p> <p>要介護3 ⇒ 7,620円</p> <p>要介護4 ⇒ 8,280円</p> <p>要介護5 ⇒ 8,940円</p>



### ■介護サービス苦情相談窓口

サービス事業者から受けた指定介護サービスの内容や質に関する苦情を受け付け、サービス事業者に対して調査や指導・助言を行います。（町でも受け付けています。連絡先 P2）

#### 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号(センタープラザ内)

電話番号(直通): 078-332-5617 / FAX 078-332-5650

受付時間: 9時00分～17時15分(土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)



## 《町内の主なサービス事業所の紹介》

### 居宅介護支援サービス

要介護1から要介護5のかたの介護サービス計画（ケアプラン）を作成するケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している機関です。

事業所名	所在地	電話番号
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321
佐用中央病院	佐用 3529-3	82-0322
朝陽ヶ丘荘居宅介護支援事業所	平福 138-1	83-2008
祐あいホーム上月居宅介護支援事業所	福吉 721	87-0011
岡本医院	家内 42	88-1041
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946	78-8977
居宅介護支援事業所 いこいの家	上三河 105-2	77-8421
居宅介護支援事業所 ほほえみ	米田 410-3	78-8877
サンホームみかづき居宅介護支援ステーション	志文 515	79-3145

### 介護予防支援サービス

要支援1及び要支援2のかたの介護予防サービス計画（予防ケアプラン）を作成する機関です。

事業所名	所在地	電話番号
佐用町地域包括支援センター	佐用 2611-1	82-2079

### 居宅サービス

居宅へ訪問をしたり、事業所へ通ってもらって介護サービスを提供する機関です。

#### ◆訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

事業所名	所在地	電話番号
共立ヘルパーステーション	佐用 1111	82-0380
J A兵庫西佐用介護センター	円心寺 450	82-3533
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946	78-8955
サンホームみかづき訪問介護事業所	志文 515	79-3145

#### ◆訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業所名	所在地	電話番号
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946	78-8955

#### ◆訪問看護・介護予防訪問看護

事業所名	所在地	電話番号
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321
佐用訪問看護ステーション	佐用 3529-3	82-2111
岡本医院	家内 42	88-0605
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221

岡尾医院	米田 410-2	78-0034
織田医院	三日月 280-1	79-2206

◆訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業所名	所在地	電話番号
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321
岡本医院	家内 42	88-0605
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221

◆通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

事業所名	所在地	電話番号
ともいきの郷	佐用 3544-1	81-3965
デイサービスはるか	横坂 177-3	82-2232
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター佐用	平福 138-8	83-2947
祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター上月	久崎 283-2	88-0001
佐用町社会福祉協議会きらめきケアセンター	東徳久 1946	78-1717
古民家デイひだまり	西下野 777	77-0382
サンホームみかづきデイサービスセンター	志文 515	79-3145
サンホームみかづきデイサービスセンター 弦谷の里	弦谷 145-12	79-3145

◆通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業所名	所在地	電話番号
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321
佐用リハビリステーション	佐用 3529-3	82-0303
岡本医院	家内 42	88-1041
岡尾医院	米田 410-2	78-0095
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221
老人保健施設 ハイム・ゾンネ	林崎 662-3	78-0001

◆居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業所名	所在地	電話番号
佐用共立病院	佐用 1111	82-2321
佐用中央病院	佐用 3529-3	82-2154
岡本医院	家内 42	88-0605
尾崎病院	上三河 141-4	77-0221

◆福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業所名	所在地	電話番号
佐用自動車株式会社	佐用 232-1	82-3737

◆福祉用具販売・介護予防福祉用具販売

事業所名	所在地	電話番号
佐用自動車株式会社	佐用 232-1	82-3737

◆短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（特別養護老人ホーム）

事業所名	所在地	電話番号
朝陽ヶ丘荘短期入所生活介護事業所	平福 138-1	83-2008
特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011
特別養護老人ホーム はなみずき	安川 401	78-8003
サンホームみかづき短期入所センター	志文 515	79-3145

◆短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

事業所名	所在地	電話番号
老人保健施設 浩陽園	佐用 3529-3	82-0321
老人保健施設 ハイム・ソネ	林崎 662-3	78-0001

## 施設サービス

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所して サービスを提供する機関です。対象は要介護1～5の人です。

◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 朝陽ヶ丘荘	平福 138-1	83-2008
特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月	福吉 721	87-0011
特別養護老人ホーム はなみずき	安川 401	78-8003
特別養護老人ホーム サンホームみかづき	志文 515	79-3145

（※ 原則要介護3～5の人）

◆介護療養型医療施設 ※ 平成27年8月末日で廃止予定

事業所名	所在地	電話番号
佐用中央病院	佐用 3529-3	82-2154

◆介護老人保健施設

事業所名	所在地	電話番号
老人保健施設 浩陽園	佐用 3529-3	82-0321
老人保健施設 ハイム・ソネ	林崎 662-3	78-0001

## 地域密着型サービス

佐用町指定による身近な日常生活圏域でのサービスを提供する機関です。

◆認知症対応型通所介護

事業所名	所在地	電話番号
朝陽ヶ丘荘認知症対応型通所介護事業所	平福 138-1	83-2008

（※ 要介護1～5の人）

◆小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	電話番号
小規模多機能型居宅介護事業所 やすらぎの家さよう	佐用 2838-2	82-3688
小規模多機能ホーム きすな	上月 571-1	86-8010
小規模多機能型居宅介護事業所 ほほえみ	米田 410-3	78-8877
いこいの家 三河	上三河 127	77-0960
サンホームみかづき小規模多機能 志文の里 (注1)	志文 515	79-3145

(注1…要介護1~5の人)

◆認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

事業所名	所在地	電話番号
サンホームみかづきグループホーム	志文 515	79-3145

(※ 要介護1~5の人)

◆介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 祐あいホーム上月 (ユニット型部分のみ)	福吉 721	87-0011

(※ 原則要介護3~5の人)



## サービス付き高齢者向け住宅

事業所名	所在地	電話番号
ヒルハウス ひとは 【医療法人社団一葉会】	佐用 1122	81-2377
きすな 【有限会社 海風】	上月 571-1	86-8010
サンホームみかづき 八重の里 【(社福)博愛福祉会】	志文 515	79-3145



## 《高齢者の総合相談窓口》

佐用町地域包括支援センター (佐用町役場 第一庁舎 西館1階)	電話：82-2079
地域包括支援センター・ランチ 佐用町社会福祉協議会 本所 (南光) 佐用町社会福祉協議会 佐用支所 佐用町社会福祉協議会 上月支所 佐用町社会福祉協議会 三日月支所	電話：78-1212 電話：83-2946 電話：88-0001 電話：79-2994